

令和6年度第2回青森市子ども・子育て会議概要

- 1 開催日時 令和7年1月27日（月） 18時30分～20時00分
- 2 開催場所 しあわせプラザ 3階 大会議室
- 3 出席委員 高橋多恵子会長、和田律子副会長、鮎澤英二委員、工藤知子委員、
常田清彦委員、三上省治委員、間山公一委員
《計7名》
- 4 欠席委員 天間美由紀委員、長根祐子委員、長谷川直子委員、松本香委員、
棟方沢子委員《計5名》
- 5 事務局 福祉部部長 岸田耕司
福祉部次長 白戸高史
子育て支援課長 泉澤豊
子育て支援課副参事 向中野葉子
主幹 細田賢、坂本亮、石澤望美、花田和俊、小豆畑洋
保健部青森市保健所あおもり親子はぐくみプラザ所長 斉藤麻里
浪岡振興部健康福祉課長 新宅雅之
《計11名》
- 6 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 福祉部長あいさつ
 - (3) 議事
第3期青森市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
 - (4) その他
 - (5) 閉会

7 会議概要

(3) 議事

第3期青森市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

事務局から資料1（1ページ）について説明

質疑・意見

○委員 新規事業については、第3期中は準備だけするのか、準備して実行もするのか。

●事務局 令和4年児童福祉法改正で追加になった「⑬子育て世帯訪問支援事業」「⑭児童育成支援拠点事業」「⑮親子関係形成支援事業」については、令和6年4月に施行されたばかりであり、他市町村でもほとんど実施されていない。

また、事業対象も、一般的な家庭ではなく、養育状況に問題がある家庭等であり、まずは本事業の必要性を含めてニーズ把握と調査をしていく。

事務局から資料1（2ページ）について説明

質疑・意見

○委員 「⑩病児保育事業」に関して、現在、4箇所へ委託して実施しているが、保護者から病児保育を使いたくても予約が取れないという話をきく。保育所によっては、病児保育を自主事業として実施しているところもあるので、ニーズがあるのであれば、病児保育の委託先を増やすことも考える必要があるのではないか。

○委員 病児保育所を増やす場合、看護師等のスタッフも必要だが、確保できる見込みがあるのか。

●事務局 ニーズ調査では、過大又は過小な結果になることがあるため、ニーズ調査結果がそのまま必要数とはならない。

現在、市の方で病児保育を自主事業としている保育所等について、人員配置を含め把握していないため、まずは実態を把握の上、場所を増やす必要があるのかどうかについて考えたい。

なお、人員確保は厳しい状況であるものと認識している。

事務局から資料1（3ページ）、資料2（該当ページ）について説明

質疑・意見

○委員 「(2)『供給量（確保方策）』の考え方」「◆第3期計画の確保方策の考え方」のうち、「③既存認可外保育施設から認可施設（地域型保育事業）への移行」について、どのような経緯で認可していくという考えになっているのか。

●事務局 既存認可外保育施設から地域型保育事業への移行については、第1期計画時から認めているところ。

認可外施設は、保育士の配置でいうと、認可施設の1/3（企業主導型は1/2）でよいとされているが、認可施設になることにより、必要数の全てを保育士にする必要がある。このことから、地域型保育事業への移行により、質の向上・確保が図られるとの考えの下、引き続き、必要な範囲で認めるというものである。

○委員 「(1)『量の見込み』の考え方』のうち、2歳児クラス全額公費負担の影響を鑑み、平均増減率にプラス1パーセントで加えて見込んでいるとのこと、まさに少子化対策だと思うので、0歳、1歳児についても無償化を検討していただきたい。

○委員 「(3)保育認定の就労時間の下限について」今、働き方も様々になっている中、就労時間が60時間以下で利用できない家庭もあると考えれば、質を確保しながらも、利用が広がるのはいいことと思う。

事務局から資料1（4ページ）、資料2（該当ページ）について説明

質疑・意見

○委員 令和4年児童福祉法改正で追加になった「⑬子育て世帯訪問支援事業」「⑭児童育成支援拠点事業」「⑮親子関係形成支援事業」について、今後ニーズ把握と研究をするということだが、時間的にどのくらいかかる見込みか。

●事務局 ニーズ次第であり、他都市の先行事例も踏まえて、都度状況をお知らせしたい。

○委 員 新規 3 事業に携わる関係機関の見込みはあるか。

●事務局 「⑬子育て世帯訪問支援事業」の家事支援や生活援助という部分では、ヘルパー事業所が考えられるが、対象が要支援・要保護児童家庭であることを踏まえると難しい。「⑮親子関係形成支援事業」についても、親子間の関係構築を目的に講座等を受ける事業であり、必要性について認識していなければ、実際は難しいと考えている。

現在、要支援・要保護児童家庭の対応をしているのが、あおもり親子はぐくみプラザの保健師や社会福祉士等の専門職であり、行政機関だから家庭に入っていくことができるものの、民間の委託先となると、なかなか想定しづらい。

○委 員 「④子育て短期支援事業」については、保護者が申請するものなのか。

●事務局 基本的に保護者からの利用希望により利用する事業。

県内他市の状況を聞く限り、利用希望はそれほど多くなく、年間 10 日程度の利用で、利用ケースも 1～2 ケースと聞いている。

これまで通り、出張や冠婚葬祭で預けたい場合は、ファミリーサポートセンター事業が利用できるため、本事業を利用するのは、育児疲れなど専門的な支援が必要なケースを想定している。

●事務局 今回、この事業を実施しようと考えたのは、国の拡充があったから。養育環境に課題があり、入所を希望される場合があることを踏まえ、一時的に保護していくことが重要なポイントと考えている。

○委 員 保護者が育児疲れ等を認識していない場合、保育所等から保護を申し出ることはできるのか。

●事務局 児童相談所において、一時保護という仕組みがあり、そちらは一定の強制力があるが、本事業はあくまでも虐待等の未然防止の事業であるため、保護者に事業の利用を勧めることはできても、強制的に保護することはできない。

●事務局 園の方からの情報も大事である。民生委員や保育所等が未然に発見し、気づいていくこと、そこから相談を受け、我々の方でどうアプローチをし、アセスメントしていくか、ということを考えていかなければならない。

もちろん、保護者の意向が大事になるので、どうサポートしていくのか、どう支援計画を作っていくのか、というところで共に考えることで、事業利用につながっていくのではないかと。

○委員 市の方で本事業が開始になった場合の周知をすると思うが、保育園、幼稚園の先生方からのインフォメーションや後押しといった協力もできると思う。

○委員 保護者が自ら積極的に利用するには、ハードルが高いと思う。

○委員 受入施設として想定されている児童養護施設は、青森市に 1 箇所ということでしょうか。

●事務局 受入施設として想定されているのは、児童養護施設「等」であり、市内では、児童養護施設 1 箇所のほか、乳児院、里親も含まれる。

また、本市の児童が弘前の施設に入所するケースもあり、退所後家庭引き取りになったケースでも、保護者が育児疲れした場合に元居た施設に一時的な保護を申し出るケースも年に 1～2 件ある。

●事務局 最後に、素案 4 ページに記載しているが、第 3 期計画期間の中間年にあたる令和 9 年度に、必要に応じて計画の見直しを検討すると明記していることを申し添える。

(4) その他

事務局から次回会議の日程等について説明

質疑・意見

特になし